生活保護のしおり

～憲法25条であなたの生存権が保障されています～

生活保護は、病気や高齢、離婚や失業等
さまざまな事情で生活に困ったとき、
その状況に応じて生活費を補う等
必要な保護を行い、憲法第25条に定める
「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、
自立した生活が送れるように支援する制度です。

生活保護の申請は国民の権利です。
生活保護を必要とする可能性は
どなたにもあるものですので、
ためらわずに各総合支所　区民課生活福祉係へ
ご相談ください。

港区 福祉事務所

相談員 生活福祉係

地区担当員 生活福祉係

生活保護を受けることができる場合

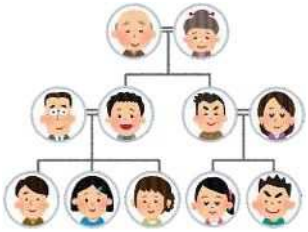
1　生活保護は、原則として世帯を単位とし、（１）～（４）のすべてにあてはまる場合に受けることができます。

（１）世帯の収入（給与をはじめ、自分の手元に入ってくるすべてのお金をいいます。）が、国の基準による「最低生活費（３ページを参照）」より少ないこと。

（２）預貯金、各種保険、有価証券、貴金属、自動車、不動産等の資産がある場合は、それらを解約、売却等活用し、生活費に充てること（なお、居住用の不動産、学資保険等は保有が認められる場合があります。）。

（３）働くことができる人は、その能力に応じて働くこと（現に働いている人は働き、働いていない人は仕事さがしをしてください。）

（４）年金、手当等他の法律や制度により給付等を受けられる人は、その給付等を受け、生活費に充てること。



2　親族からの扶養について

（１）親族からの扶養は、生活保護を受けるための要件ではありません。親、子、きょうだい等の親族から援助が受けられる人は、援助を受けてください。

（２）ＤＶや虐待の被害を受けた、関係性が悪い、長期にわたり連絡を取っていない等により援助が見込めない場合は、個別にご相談ください。

※暴力団に所属している人は、生活保護の要件を満たさないものとして、急迫した状況を除き、生活保護の申請を却下します。

生活保護の手続き

何らかの事情で生活にお困りのときはご相談ください。面接相談員が世帯の状況を伺い、生活保護の制度の説明や、申請の案内、必要に応じて他の福祉制度を紹介するなど助言します。

1　申　請

港区で生活保護を受けたい場合は、住民票の有無にかかわらず、お住まいの地区の各総合支所区民課生活福祉係に申請します。適正かつ迅速に調査するため、収入申告書、資産申告書とその関係資料、関係先照会のための同意書等を提出してください。



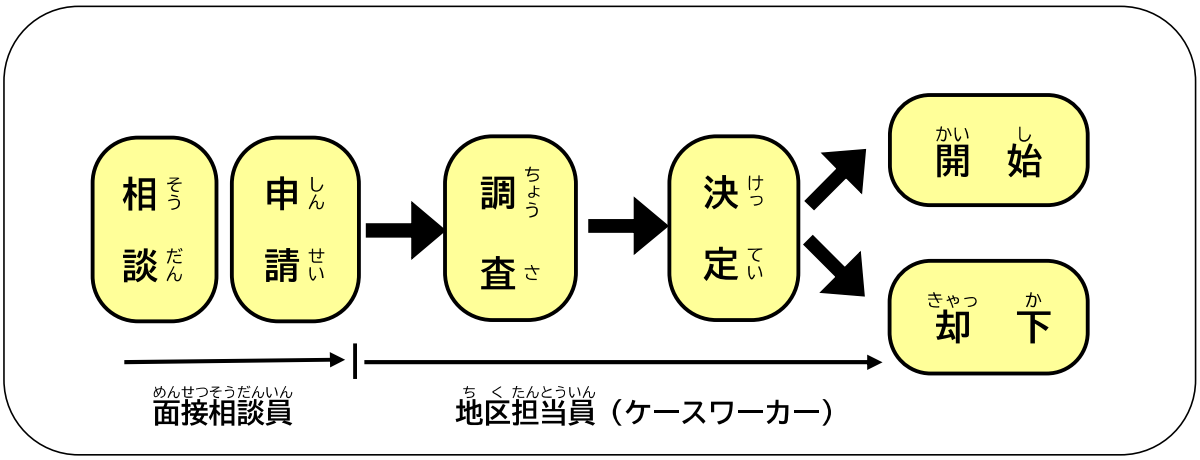
2　調　査

地区担当員（ケースワーカー）が生活保護の要件を確認し、訪問による調査を行います。また、健康状態の把握が必要と判断した場合は、医師の検診を受けてください。



3　決　定

生活保護の開始（または却下）の決定は、申請日から14日以内（最長30日以内）に書面により通知します。なお、聞いたことや調査内容の秘密は固く守られます。



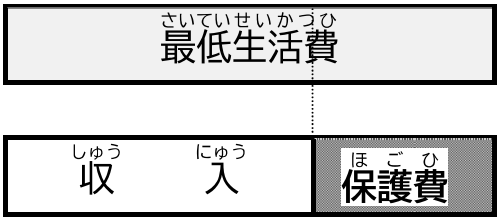


生活保護のしくみ

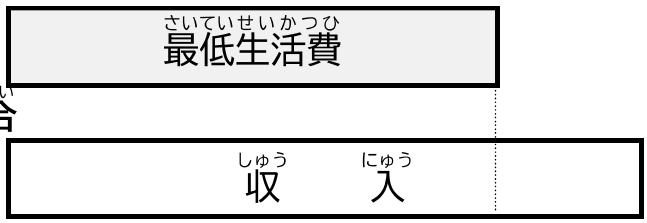
生活保護費は、国の基準による「最低生活費」と世帯の収入を比較して、収入が「最低生活費」を下回る場合に、その不足分を支給します。

＜最低生活費と収入との対比＞

○ 生活保護を受けられる場合



× 生活保護を受けられない場合



＜あなたの世帯の最低生活費（１か月分）は＞

１ 生活扶助	円
２ 住宅扶助	円
３ 教育扶助	円
４ 加算（　　）	円
５ 医療費	保険料　　円　自己負担　　円
６ 介護費	保険料　　円　自己負担　　円
合計	円

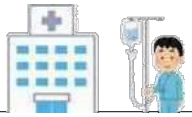
＜あなたの世帯の収入（１か月分）は＞

１ 就労収入	円
２ 年金、手当等収入	円
３ その他の収入	円
合計	円

※上記計算は試算です

生活保護の種類

生活保護には次の８種類の扶助があります。このほか、臨時的な需要に応じる一時扶助があります。

１ 生活扶助	食費、衣料費、光熱水費等生活に必要な費用 
２ 住宅扶助	家賃、地代等の費用 
３ 教育扶助	義務教育に必要な学用品、教材、学校給食費等の費用 
４ 医療扶助	医療に必要な費用 
５ 介護扶助	介護保険の給付を受けるために必要な費用 
６ 出産扶助	出産に必要な費用 
７ 生業扶助	技術を身につけたり、仕事を始めたりするのに必要な費用 高等学校等で就学するための費用（授業料、教材費等） 
８ 葬祭扶助	葬祭のために必要な費用 

＜医療扶助について＞

生活保護受給中は、国民健康保険や後期高齢者医療の資格確認書、心身障害者医療費助成、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成等の受給者証は、受給資格が喪失するため、使えなくなりますが、健康保険の範囲の治療については、原則自己負担無しで受診できます。保険外診療は、医療扶助の対象外です。

生活保護受給中に守らなければならないこと

1　生活上の義務

（1）働くことができる人は、能力に応じて働いてください。

（2）病気の人は、医師の指示に従い、治療に努めてください。

（3）支出の節約をはかり、生活保護費を計画的に使用してください。

2　届出の義務

（1）働くことができる人は、毎月収入について申告してください。
（収入がある場合はその金額を、仕事を探している等の理由で収入がない場合は収入がないことを申告してしてください。）

（2）年金、恩給や手当など定期的に支給される収入がある人は、原則として3か月ごとに収入を申告してください。

（3）高齢、障害、入院等の理由で働いて収入を得ることができない人は、少なくとも12か月ごとに収入がなかったことを申告してください。

（4）臨時的な収入があった人は、その都度収入を申告してください。



（例）賞与、退職金、恩給、手当、仕送り、保険金、補償金、売却金（ネットオークションを含む）、遺産相続金等。
※キャッシング、カードローンを含む借金、宝くじや競馬等の当せん金、外国為替取引、仮想通貨取引による利益も申告の対象です。

（5）世帯が保有する資産の状況を、少なくとも12か月ごとに申告してください。

（6）生活の状況が変わる場合は、生活保護の内容が変わることがありますので、すぐに地区担当員に届け出てください。



（例）就職、退職、入院、退院、障害者手帳の交付や等級の変更、家賃の変更、出産、死亡、転入・転居・転出、出国・海外旅行、結婚、離婚、入学、卒業等

3　指示等に従う義務

地区担当員は、定期的に家庭訪問(訪問調査)をします。また、地区担当員が生活保護の目的を達成するために必要な指示や指導をしたときは、これに従ってください。

<u>※これらのことが守られない場合は、生活保護を受けられなくなる場合があります。ご注意ください。</u>

生活保護費の返還等

1　年金、手当、生命保険、不動産等の活用できる資産があって生活保護を受けた場合で、あとで現金化されたときは、すでに支払われた生活保護費を返還することになります。

2　生活保護申請や申告の内容に偽りがあった場合等、不正に生活保護を受けたときは、生活保護費を返還するだけでなく、その返還額が加算されたり、法律によって罰せられたりすることがあります。

3　医療扶助は、医療費の 10割を給付していることから原則としてその全額が返還の対象となります。

その他

生活保護の内容に疑問のある場合やわからないこと、困ったことがありましたら、地区担当員におたずねください。



各総合支所区民課生活福祉係の問合せ先

芝地区総合支所区民課生活福祉係

０３－３５７８－３１７１

麻布地区総合支所区民課生活福祉係

０３－５１１４－８８２３

赤坂地区総合支所区民課生活福祉係

０３－５４１３－７２７７

高輪地区総合支所区民課生活福祉係

０３－５４２１－７０８７

芝浦港南地区総合支所区民課生活福祉係

０３－６４００－００２３

（R8.4　改訂）